

犯罪被害者支援弁護士制度・実務者協議会 第2回  
（「犯罪被害者支援」の定義・枠組みについて）

<①「犯罪」について>

一定の犯罪の被害者であることを条件として、犯罪被害者支援の対象とするか。

【検討課題】

- 1 どのような範囲の「犯罪」を対象とすべきか
  
- 2 対象となる「犯罪」を限定する根拠
  
- 3 当該「犯罪」の被害者に、弁護士による犯罪被害者支援が必要となる根拠（ニーズ）
  - ニーズを裏付けるデータがあるか
  
- 4 「犯罪」の認定のあり方をどのように考えるか
  
- 5 当該認定の妥当性を担保する方策についてどのように考えるか

<②「被害者」について>

「被害者」やその親族であることを条件として、犯罪被害者支援の対象とするか。

【検討課題】

- 1 「被害者」の範囲をどのように考えるか、「被害者」以外にどのような範囲を対象とするか
  
- 2 「被害者」・「被害者」以外の範囲を限定する根拠
  
- 3 当該被害者等に、弁護士による犯罪被害者支援が必要となる根拠（ニーズ）
  - ニーズを裏付けるデータがあるか
  
- 4 「被害者」の認定の在り方をどのように考えるか
  
- 5 当該認定の妥当性を担保する方策についてどのように考えるか

<③「支援」について>

被害者が求める限り、弁護士による「支援」を行うべきか。

【検討課題】

- 1 弁護士によって行うべき「支援」の始期をどのように考えるか
  
- 2 「支援」の始期を上記のように特定する根拠
  
- 3 上記始期から、弁護士による支援が必要となる根拠（ニーズ）
  - ニーズを裏付けるデータがあるか
  
- 4 終期をどのように考えるか
  
- 5 「支援」の終期を上記のように特定する根拠
  
- 6 上記終期で、弁護士による支援が不要となる根拠（ニーズ）
  - ニーズを裏付けるデータがあるか



【対象となる「犯罪」について】

1 日本弁護士連合会・犯罪被害者法律援助事業の対象「犯罪」等について

- ・ 生命，身体，自由又は性的自由に対する犯罪及び配偶者暴力，ストーカー行為による被害

※窃盗，詐欺等の財産犯や交通事故なども対象とされる場合がある。

## 2 被害者参加制度の対象事件について

(参照条文)

刑事訴訟法第三百十六條の三十三 第一項

裁判所は、次に掲げる罪に係る被告事件の被害者等若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から、被告事件の手續への参加の申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、犯罪の性質、被告人との関係その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、決定で、当該被害者等又は当該被害者の法定代理人の被告事件の手續への参加を許すものとする。

一 故意の犯罪行為により人を死傷させた罪

二 刑法第七十六條から第七十九條まで、第二百十一條、第二百二十條又は第二百二十四條から第二十七條までの罪

(※強制わいせつ，強制性交等，準強制わいせつ及び準強制性交等，監護者わいせつ及び監護者性交等，業務上過失致死傷等，逮捕及び監禁，未成年者略取及び誘拐，営利目的等略取及び誘拐，身の代金目的略取等，所在国外移送目的略取及び誘拐，人身売買，被略取者等所在国外移送，被略取者引渡し等)

三 前号に掲げる罪のほか、その犯罪行為にこれらの罪の犯罪行為を含む罪(第一号に掲げる罪を除く。)

四 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成二十五年法律第八十六号) 第四條、第五條又は第六條第三項若しくは第四項の罪

五 第一号から第三号までに掲げる罪の未遂罪

### 3 損害賠償命令制度の対象事件について

(参照条文)

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律 第二十三条

次に掲げる罪に係る刑事被告事件（刑事訴訟法第四百五十一条第一項の規定により更に審判をすることとされたものを除く。）の被害者又はその一般承継人は、当該被告事件の係属する裁判所（地方裁判所に限る。）に対し、その弁論の終結までに、損害賠償命令（当該被告事件に係る訴因として特定された事実を原因とする不法行為に基づく損害賠償の請求（これに附帯する損害賠償の請求を含む。）について、その賠償を被告人に命ずることをいう。以下同じ。）の申立てをすることができる。

一 故意の犯罪行為により人を死傷させた罪又はその未遂罪

二 次に掲げる罪又はその未遂罪

イ 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条から第七十九条まで（強制わいせつ、強制性交等、準強制わいせつ及び準強制性交等、監護者わいせつ及び監護者性交等）の罪

ロ 刑法第二百二十条（逮捕及び監禁）の罪

ハ 刑法第二百二十四条から第二十七条まで（未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、所在国外移送目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し等）の罪

ニ イからハまでに掲げる罪のほか、その犯罪行為にこれらの罪の犯罪行為を含む罪（前号に掲げる罪を除く。）

#### 4 刑事和解の対象事件について

(参照条文)

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律 第十九条第一項

刑事被告事件の被告人と被害者等は、両者の間における民事上の争い（当該被告事件に係る被害についての争いを含む場合に限る。）について合意が成立した場合には、当該被告事件の係属する第一審裁判所又は控訴裁判所に対し、共同して当該合意の公判調書への記載を求める申立てをすることができる。

##### 第四項

第一項又は第二項の規定による申立てに係る合意を公判調書に記載したときは、その記載は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

## 5 犯罪被害給付制度における犯罪行為について

(参照条文)

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第二条

この法律において「犯罪行為」とは、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十七条第一項本文、第三十九条第一項又は第四十一条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第三十五条又は第三十六条第一項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。

## 6 被害者参加制度において、対象事件の範囲を定めた趣旨について

(平成19年・平成20年の犯罪被害者等保護関連改正法及び改正規則の解説／最高裁判所事務総局刑事局監修 70頁以下)

被害者参加制度は、これまで我が国になかった全く新しい制度であり、また、その導入により、被告事件の手續への参加や訴訟活動を許すか否かを判断することなど、新しい事務手續が生ずることとなることから、その円滑な運用を図るためには、まずは、参加を認める必要性が高いと考えられる犯罪の被害者等をその対象とすることが適当であると考えられる。

この点、まず、被害者参加制度は、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」との犯罪被害者等基本法が定める基本理念に基づき導入するものであることから、「個人の尊厳」の根幹をなす人の生命、身体又は自由に害を被った被害者等を対象とすることが、その趣旨に合致するものと考えられる。

また、被害者参加制度に対する被害者等のニーズを判断するためには、刑事訴訟法第292条の2が定める心情を中心とする意見陳述の運用状況が参考になると考えられるところ、この意見陳述の申出を行った者の約7割が遺族であり、また、被害者が死傷した事件のほか、強姦・強制わいせつ、逮捕監禁など、被害者が身体活動等の自由又は性的自由に害を被った事案において、この意見陳述の申出の比率が高いことが明らかになった。

そこで、このような被害者参加制度を設ける趣旨や犯罪被害者等のニーズ等を総合的に考慮した結果、被害者参加制度の対象となる事件の範囲を定めたものである。

(81頁)

なお、現住建造物等放火罪(刑法第108条)については、被害者参加制度は「個人の尊厳」の根幹をなす生命、身体又は自由に害を被った被害者等を対象とするものであるところ、同罪の保護法益は、第一次的には公共の安全であり、生命、身体の保護は間接的なものにとどまると解されていること、実際にも、同罪の被害者等については、刑事訴訟法第292条の2の心情を中心とする意見陳述の運用状況をみても、これを申し出る場合が少なく、そのニーズは必ずしも高くないと考えられたこと…などから、被害者参加制度の対象犯罪とはされなかった…。

また、財産犯については、その保護法益が、生命、身体又は自由ではなく、財産であることや、刑事訴訟法第292条の2の意見陳述の運用状況をみても、財産犯の被害者等のニーズは必ずしも高くないものと考えられたことなどから、被害者参加制度の対象犯罪とはされなかった。

## 7 損害賠償命令制度において、対象事件の範囲を定めた趣旨について

(平成19年・平成20年の犯罪被害者等保護関連改正法及び改正規則の解説／最高裁判所事務総局刑事局監修 139頁以下)

この制度を円滑に導入して運用していくためには、救済の必要性が強く認められ、かつ、簡易迅速な手続で審理するのが相当と思われる犯罪を対象とするのが相当であると考えられるところ、本項各号に掲げる罪は、故意の犯罪行為により人を死傷させた罪や強姦罪、誘拐罪等、被害者等が典型的に身体的・精神的に疲弊して、通常の民事訴訟を提起することが困難であると思われる犯罪であって、救済の必要性が強く認められ、かつ、刑事手続において認定された事実を基に簡易迅速な手続で民事上の請求についての判断をすることができる犯罪であると考えられることから、本項各号に掲げる罪が損害賠償命令の申立ての対象事件とされたもの。

(150頁以下)

自動車運転過失致死傷罪（業務上過失致死傷罪）については、過失割合が問題となるような事案においては、交通関係の民事訴訟については、過失割合等の審理に時間を要しており、専門部、集中部が設けられている裁判所も現に存在するなど、専門的な判断を要する事項が多いものと思われること、また、保険会社が絡むような事件については、加害者と被害者だけでなく保険会社も含めて解決を図る必要があること、刑事裁判の中で争っておかないと後になって不利になるという理由で、その争いが刑事裁判においても争点にされ、迅速な刑事裁判の実現を阻害するおそれもないとはいえないことなどからすると、そもそも刑事手続を利用して簡易迅速な審理により紛争の解決を図ることを目的とする損害賠償命令制度にはそぐわないと考えられることを考慮して、この制度を円滑に導入して運用していく観点から、対象事件とはされなかった。

財産犯については、①被害者が多数存在している場合については、起訴された事件の被害者と起訴されない事件の被害者との間に不均衡が生じ、その一方で、このような事態を避けるために捜査の範囲を広げることも現実的には困難であること、②盗品が犯人の手元にあれば、被害者還付の規定による返還が可能であり、犯人に資力がある場合には、公判中に被害弁償がなされることも相当程度期待できること、③多額の犯罪収益が犯人の手元に残されている組織的な事件等においては、犯人から当該犯罪収益をはく奪した上で、これを当該事件の被害者に支給するための法整備がなされていることなど、損害賠償命令制度を利用するまでもなく、現実的な被害回復を図ることができる仕組みがあると考えられたことから、対象事件とはされなかった。

放火罪が対象事件に含まれていないのは、基本的には、公共の安全を保護法益と

する公共危険犯であり、また、個人の財産や生命・身体への危険を保護している側面もあるとされているものの、現実に生命・身体に被害を受けた被害者と比べると、放火罪の被害者の身体的・精神的な疲弊の程度にはおのずから差があるものと考えられるからである。

## 8 犯罪被害給付制度において、犯罪行為が限定された趣旨について

(犯罪被害者支援と弁護士／宮沢浩一ほか監修 73頁以下)

…現住建造物放火，激発物破裂，汽車転覆などの公共危険罪で，人の死傷の結果が構成要件の中で包含，評価されている犯罪も，これを除外する必要はないと考えられている。

…「故意」の行為に限られ，過失によるものは除かれている。その理由として，故意の犯罪行為は，その性質上，あらかじめ加害者に賠償させるための資力をつけさせる責任保険を觀念することが，不可能であるということを理由としている。なぜなら，過失の犯罪行為の場合には，原因者負担の原則どおり，責任保険などの方法により，被害者救済を図ることが可能であり，現に，自動車損害賠償保障法，同法の政府事業，労働者災害補償保険法等を代表とする諸施策が既に制定，実施されている。よって，「故意」の犯罪行為のみを対象とすれば足りるとされる。さらに，第二の理由として，故意の犯罪行為による被害と，過失の犯罪行為による被害を対比した場合，被害者や遺族の受ける精神的打撃は，前者がより大きいと一般的に考えられ，社会全体の考えも，より打撃の大きい故意の場合をまず救済すべきであると考えられた。この考え方も，本法の制定当時から現在に至るまで，社会全体の考え方としては合理性がある。損害賠償法理上も，「故意」の場合は，「過失」に比して慰謝料の算定額に差異を設けているのが，一般的な裁判実務と言われている。

…刑法第37条第1項（緊急避難），第39条第1項（心神喪失）…，第41条（刑事責任年齢）の行為は，刑法上は不可罰とされている。その理由は，いずれも違法性は阻却されないが，責任が阻却される場合であると解説されている。すなわち，これらの行為は，当該行為自体は違法な侵害行為であることに変わりはなく，様々な理由から行為者本人に刑事責任を問わないだけであると言える。これらの行為も，同法によって支給の対象となると規定した。その理由は，本法が犯罪被害者の救済を目的とするものであって，加害者を処罰し得る要件を備えることは必要ないとの考えから導かれたものである。

他方，刑法第35条（正当行為），第36条（正当防衛）に基づく行為は，別途の扱いとしている。…これらの行為によって被害を受けたとしても，犯罪被害者として処遇する必要がなく，したがって，このグループによる被害者を同法の適用のある被害者として，これを対象とすることは妥当でないため除外となった。

(犯罪被害給付制度・犯罪被害者等給付金支給法の解説65頁)

また、「犯罪行為」該当性の判断については、通常は、刑事司法手続上の判断と一致するものであろうと思われるが、不慮の犯罪被害に対して給付金を支給する犯罪被害者給付制度と当該加害者に対する刑事責任を問題にする刑事司法制度とは、それぞれの目的及び趣旨、したがってそれらの手続、要件等を異にし、そもそも犯罪行為の概念についても、本条1項に規定する「犯罪行為」は、刑法典に規定する個々の罪を具体的に限定列挙または引用することなく、一般的かつ包括的に「人の生命又は身体を害する罪」と規定し、いかなる罪がこれに含まれるかについては、専ら解釈にゆだねているところからみて、この犯罪被害給付制度上の「犯罪行為」該当性の判断が刑事司法手続上のそれと完全に一致するいわれはないと解される。

## 9 犯罪被害者支援ダイヤル問合せ分野別内訳（令和2年度・主なもの）

（法テラス白書令和2年度版 132頁）

・ その他（消費者被害等）	39.0%
・ DV	18.3%
・ 刑事手続・犯罪の成否等	12.4%
・ 生命・身体犯被害	10.0%
・ 性被害	8.3%
・ ストーカー	3.5%

## 10 精通弁護士の紹介案件の被害種別内訳（令和2年度・主なもの）

（法テラス白書令和2年度版 139頁）

・ 性被害	37.2%
・ DV	30.0%
・ 生命・身体犯被害	19.6%
・ ストーカー	3.8%
・ 児童虐待	3.1%
・ 交通犯罪	2.2%

## 1.1 認定手続について

### (1) 被害者参加制度について

(参照条文)

刑事訴訟法第三百十六條の三十三 第一項

裁判所は、次に掲げる罪に係る被告事件の被害者等若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から、被告事件の手続への参加の申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、犯罪の性質、被告人との関係その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、決定で、当該被害者等又は当該被害者の法定代理人の被告事件の手続への参加を許すものとする。

刑事訴訟法第二百四十七條

公訴は、検察官がこれを行う。

### (2) 損害賠償命令制度について

(参照条文)

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律 第二十三條

次に掲げる罪に係る刑事被告事件（刑事訴訟法第四百五十一條第一項の規定により更に審判をすることとされたものを除く。）の被害者又はその一般承継人は、当該被告事件の係属する裁判所（地方裁判所に限る。）に対し、その弁論の終結までに、損害賠償命令（当該被告事件に係る訴因として特定された事実を原因とする不法行為に基づく損害賠償の請求（これに附帯する損害賠償の請求を含む。）について、その賠償を被告人に命ずることをいう。以下同じ。）の申立てをすることができる。

### (3) 刑事和解について

(参照条文)

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律 第十九條第一項

刑事被告事件の被告人と被害者等は、両者の間における民事上の争い（当該被告事件に係る被害についての争いを含む場合に限る。）について合意が成立した場合には、当該被告事件の係属する第一審裁判所又は控訴裁判所に対し、共同して当該合意の公判調書への記載を求める申立てをすることができる。

### (4) 犯罪被害給付制度について

(参照条文)

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律

第十条第一項

犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、その者の住所地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に申請し、その裁定を受けなければならない。

第十一条第一項

前条第一項の申請があつた場合には、公安委員会は、速やかに、犯罪被害者等給付金を支給し、又は支給しない旨の裁定（支給する旨の裁定にあつては、その額の定めを含む。以下同じ。）を行わなければならない。

第十三条第一項

公安委員会は、裁定を行うため必要があると認めるときは、申請者その他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断を受けさせることができる。

第二項

公安委員会は、裁定を行うため必要があると認めるときは、犯罪捜査の権限のある機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第三項

申請者が、正当な理由がなくて、第一項の規定による報告をせず、文書その他の物件を提出せず、出頭をせず、又は医師の診断を拒んだときは、公安委員会は、その申請を却下することができる。

(5) 捜査手続の各段階における「犯罪」の認定について

(参照条文)

刑事訴訟法第百八十九条第二項

司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。

第百九十九条第一項

検察官、検察事務官又は司法警察職員は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるときは、裁判官のあらかじめ発する逮捕状により、これを逮捕することができる。ただし、三十万円（刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、当分の間、二万円）以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪については、被疑者が定まつた住居を有しない場合又は正当な理由がなく前条の規定による出頭の求めに応じない場合に限る。

第百九十九条第二項

裁判官は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、検察官又は司法警察員（警察官たる司法警察員については、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限る。以下本条において同じ。）の請求により、前項の逮捕状を発する。但し、明らかに逮捕の必要がないと認めるときは、この限りでない。

#### 第二百七条

前三条の規定による勾留の請求を受けた裁判官は、その処分に関し裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。但し、保釈については、この限りでない。

#### 第六十条

裁判所は、被告人が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある場合で、左の各号の一にあたるときは、これを勾留することができる。

- 一 被告人が定まつた住居を有しないとき。
- 二 被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき。
- 三 被告人が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとき。

#### 第二百十条第一項

検察官、検察事務官又は司法警察職員は、死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由がある場合で、急速を要し、裁判官の逮捕状を求めることができないときは、その理由を告げて被疑者を逮捕することができる。この場合には、直ちに裁判官の逮捕状を求める手続をしなければならない。逮捕状が発せられないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

#### 第二百十二条第一項

現に罪を行い、又は現に罪を行い終つた者を現行犯人とする。

#### 第二百十二条第二項

左の各号の一にあたる者が、罪を行い終つてから間がないと明らかに認められるときは、これを現行犯人とみなす。

- 一 犯人として追呼されているとき。
- 二 贓物又は明らかに犯罪の用に供したと思われる兇器その他の物を所持しているとき。
- 三 身体又は被服に犯罪の顕著な証跡があるとき。
- 四 誰何されて逃走しようとするとき。

#### 第二百十八条第一項

検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、裁判官の発する令状により、差押え、記録命令付差押え、捜索又は検証をすることができる。この場合において、身体の検査は、身体検査令状によらなければならない。



【対象となる「被害者等」について】

1 日本弁護士連合会・犯罪被害者法律援助事業の援助対象となる者の範囲について

(資料 1 の 1 記載の「犯罪」等の) 被害を受けた者又はその親族若しくは遺族

※「遺族」とは、死亡した被害者の配偶者、子、父母、祖父母及び兄弟姉妹。  
事実上婚姻関係や親子関係と同様の関係にあった者を含む。

## 2 被害者参加の申出を行うことができる者の範囲について

(参照条文)

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律 第十一条

刑事訴訟法第三百十六條の三十四から第三百十六條の三十八までに規定する行為を弁護士に委託しようとする被害者参加人であつて、その資力（その者に属する現金、預金その他政令で定めるこれらに準ずる資産の合計額をいう。以下同じ。）から、手続への参加を許された刑事被告事件に係る犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養に要する費用その他の当該犯罪行為を原因として請求の日から六月以内に支出することとなると認められる費用の額（以下「療養費等の額」という。）を控除した額が基準額（標準的な六月間の必要生計費を勘案して一般に被害者参加弁護士（被害者参加人の委託を受けて同法第三百十六條の三十四から第三百十六條の三十八までに規定する行為を行う弁護士をいう。以下同じ。）の報酬及び費用を賄うに足りる額として政令で定める額をいう。以下同じ。）に満たないものは、当該被告事件の係属する裁判所に対し、被害者参加弁護士を選定することを請求することができる。

刑事訴訟法第三百十六條の三十三 第三項

裁判所は、第一項の規定により被告事件の手続への参加を許された者（以下「被害者参加人」という。）が当該被告事件の被害者等若しくは当該被害者の法定代理人に該当せず若しくは該当しなくなつたことが明らかになつたとき、又は第三百十二條の規定により罰条が撤回若しくは変更されたため当該被告事件が同項各号に掲げる罪に係るものに該当しなくなつたときは、決定で、同項の決定を取り消さなければならない。犯罪の性質、被告人との関係その他の事情を考慮して被告事件の手続への参加を認めることが相当でないと認めるに至つたときも、同様とする。

第三百十六條の三十三 第一項

裁判所は、次に掲げる罪に係る被告事件の被害者等若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から、被告事件の手続への参加の申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、犯罪の性質、被告人との関係その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、決定で、当該被害者等又は当該被害者の法定代理人の被告事件の手続への参加を許すものとする。

第二百九十條の二

裁判所は、次に掲げる事件を取り扱う場合において、当該事件の被害者等（被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から申出があるとき

は、被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被害者特定事項（氏名及び住所その他の当該事件の被害者を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

（平成19年・平成20年の犯罪被害者等保護関連改正法及び改正規則の解説／最高裁判所事務総局刑事局監修 72頁以下）

「被害者」とは、告訴権者について規定する刑事訴訟法第230条の「犯罪により害を被つた者」と同様に、当該犯罪により直接の害を被つた者をいう。もっとも、…本制度は、個人の尊厳の中核をなす生命、身体又は自由に害を被つた被害者を対象とするものであることから、…「被害者」には法人は含まれないと解される。…本制度の趣旨にかんがいれば、本制度により被告事件の手續に参加することができるのは、生命又は身体に害を被つた者に限られるものと解される。

…被害者の配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹は、被害者の近親者であつて、被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合には、被害者に匹敵する多大な精神的苦痛を被り、その原因となつた刑事事件に係る裁判の過程及び結果に深い関心を有することが通常であると考えられることから、被告事件の手續への参加の申出を行うことができるものとしたものである。

### 3 損害賠償命令制度の申立権者について

(参照条文)

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律 第二十三条

次に掲げる罪に係る刑事被告事件（刑事訴訟法第四百五十一条第一項の規定により更に審判をすることとされたものを除く。）の被害者又はその一般承継人は、当該被告事件の係属する裁判所（地方裁判所に限る。）に対し、その弁論の終結までに、損害賠償命令（当該被告事件に係る訴因として特定された事実を原因とする不法行為に基づく損害賠償の請求（これに附帯する損害賠償の請求を含む。）について、その賠償を被告人に命ずることをいう。以下同じ。）の申立てをすることができる。

(平成19年・平成20年の犯罪被害者等保護関連改正法及び改正規則の解説／最高裁判所事務総局刑事局監修 141頁以下)

損害賠償命令制度は、多くの犯罪被害者等にとって、現行の制度の下で損害賠償の請求をすることには様々な困難があり、現在の損害賠償制度が犯罪被害者等のために十分機能しているとは言い難いとの指摘を受け、犯罪被害者等による損害賠償請求に係る紛争を刑事手続の成果を利用して簡易かつ迅速に解決するために設けるものである。

…このような趣旨から、この制度の申立権者については、刑事被告事件に係る犯罪により直接の被害を被った者である被害者又はその被害者が死亡した場合における相続人等の一般承継人とされた…

…「被害者」とは…当該犯罪により直接の害を被った者をいう…

(151頁)

…特定承継人を含まないが、これは、この制度は、被害者又は被害者と同等の立場にあると評価できるその遺族を救済するために導入するものであり、本手続において特定承継人を救済する必要性は高くなく、他方、特定承継人を対象とすると、特定承継の事実の有無が問題となる場合も考えられ、その審査等に相当の時間と手間を要することになり、刑事手続の成果を利用して簡易迅速な手続により紛争の解決を図るという損害賠償命令制度の目的にそぐわない面があることなどによるものである。

…財産の所有者や身の代金の交付者が「被害者」に含まれるため、このような場合には、法人であってもこの制度の申立適確を有する者となり得る。

## 4 刑事和解の対象事件について

(参照条文)

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律 第十九条第一項

刑事被告事件の被告人と被害者等は、両者の間における民事上の争い（当該被告事件に係る被害についての争いを含む場合に限る。）について合意が成立した場合には、当該被告事件の係属する第一審裁判所又は控訴裁判所に対し、共同して当該合意の公判調書への記載を求める申立てをすることができる。

### 第二条

刑事被告事件の係属する裁判所の裁判長は、当該被告事件の被害者等（被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）又は当該被害者の法定代理人から、当該被告事件の公判手続の傍聴の申出があるときは、傍聴席及び傍聴を希望する者の数その他の事情を考慮しつつ、申出をした者が傍聴できるよう配慮しなければならない。

(逐条解説犯罪被害者保護二法／松尾浩也編著 160頁以下)

被害者の配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹は、①被害者と生活を共にする場合が多く、通常被害者と密接な関係を有する者であること、②刑事訴訟法上、被害者が死亡した場合に告訴権を有するなど特別の地位が与えられている…こと、③被害者の損害賠償請求権の相続人となることが多いこと、④葬儀費用等犯罪の被害により出費を余儀なくされた場合や、被害者の死亡等により多大な精神的苦痛を受けた場合に、自ら被告人に対しその支出した費用や慰謝料を請求できる場合が考えられることなどから、これらの者を被害者が死亡した場合等における刑事和解の申立ての対象者としたものである。なお、被害者の相続人を対象とすることとすると、このような刑事訴訟法上被害者と密接な関係を有する者とされている者が被害者の損害賠償請求権を相続しなかった場合にはその対象から除外されてしまうことなどから、適当ではないと思われるので、被害者の相続人という形では規定していない。

被害者が死亡した場合の非法律婚の配偶者については、刑事和解の手続は、犯罪被害者の置かれている立場に配慮し、犯罪によって被った損害について刑事手続に付随して特別に認める措置であり、刑事和解の申立てができる者については、この制度を利用させる必要性の高い犯罪による被害に直接関係のある一定の者に限定すべきであると考えられ、またこのような者に該当するか否かについては、ある程度容易に確定できる者でないと、その認定のために刑事手続本体の遅延をもたらしかねない。この点、非法律婚の配偶者であることを認定するためには、被害者と当該申立人とが生活を共にしていたことなどを認定する必要があるが、容易かつ迅速にこのような認定を行うには困難があることから、このような者を申立人の範囲には含

めることとしていない。

#### 4 犯罪被害等給付金を支給される範囲について

(参照条文)

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律 第三条

国は、犯罪被害者があるときは、この法律の定めるところにより、犯罪被害者又はその遺族（これらの者のうち、当該犯罪被害の原因となつた犯罪行為が行われた時において、日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。）に対し、犯罪被害者等給付金を支給する。

##### 第五条第一項

遺族給付金の支給を受けることができる遺族は、犯罪被害者の死亡の時にあって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）
- 二 犯罪被害者の収入によつて生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 三 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

##### 第五条第二項

犯罪被害者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が犯罪被害者の死亡の当時犯罪被害者の収入によつて生計を維持していたときにあつては同項第二号の子と、その他のときにあつては同項第三号の子とみなす。

##### 第六条

次に掲げる場合には、国家公安委員会規則で定めるところにより、犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しないことができる。

- 一 犯罪被害者と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があるとき。
- 二 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があつたとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、犯罪被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、犯罪被害者等給付金を支給し、又は第九条の規定による額を支給することが社会通念上適切でないとき。

(犯罪被害者支援と弁護士／宮沢浩一ほか監修 82頁)

遺族給付金は・・・労災保険などの各種公的給付制度が、その給付に当たって、死亡した者と親族関係の遠近の程度、現実の生活における緊密さ、生計を一にしているか否かなど考慮し、必ずしも民法上の相続人にこだわらず、一定の順位を設け、そ

の第1順位者に給付していることになったものとされている。

【支援の「始期」・「終期」について】

1 日本弁護士連合会・犯罪被害者法律援助事業の支援の「始期」・「終期」について

予定する援助内容によって異なる。

## 2 国選被害者参加弁護士の選定の効力について

(参照条文)

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律 第十三条第一項

裁判所は、第十一条第一項の規定による請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該被害者参加人のため被害者参加弁護士を選定するものとする。

- 一 請求が不適法であるとき。
- 二 請求をした者が第十一条第一項に規定する者に該当しないとき。
- 三 請求をした者がその責めに帰すべき事由により被害者参加弁護士の選定を取り消された者であるとき。

第十四条第一項

裁判所による被害者参加弁護士の選定は、審級ごとにしなければならない。

第三項

被害者参加弁護士の選定は、刑事訴訟法第三百十六條の三十三第三項の決定があったときは、その効力を失う。

(平成19年・平成20年の犯罪被害者等保護関連改正法及び改正規則の解説／最高裁判所事務総局刑事局監修 283頁以下)

…裁判所による被害者参加弁護士の選定の効力の終期については、同様に審級ごとにしなければならないとされている被告人のための弁護士選定の効力は判決宣告によって直ちに失われるものではないと解されていること…や、実質的に見ても、刑事訴訟法第316条の35の規定によりなされる検察官に対する上訴に関する意見の申述は、それまでの審理に基づき宣告された判決についてなされるものであり、判決宣告に伴うものとして通常予定される範囲内の活動であることなどからすると、少なくとも、判決の宣告によって直ちにその効力が失われることはないものと解される。

## 【犯罪被害者支援弁護士制度検討会・論点整理の結果について】

1 対象となる「犯罪」・「被害者」に関する意見

- 被害者参加対象事件については…被害の重大性等に鑑みれば，…公訴提起前から弁護士の被害者支援を受けられるよう検討すべきではないか（6頁以下）。
- …性犯罪は，その被害の性質上，二次的被害の防止等が重要で弁護士による被害者支援の必要性も高い。…まずは性犯罪の被害者だけでも支援を実現すべきではないか（7頁）。
- 性犯罪だけではなく，深刻重大な被害結果を伴う殺人や交通犯罪なども支援対象として検討すべきではないか（7頁）。
- …極めて軽微，可罰的違法性が乏しいような事案について国費による弁護士選任を認めることは過剰とはならないか（7頁）。
- …仮に国費を投入する場合，援助対象や報酬対象業務を厳格に定めることが必須と思われる（7頁）。

2 対象となる「犯罪」・「被害者」の認定に関する意見

- 支援の必要性の高い性犯罪については，弁護士による法律相談前置による認定のほかに，ワンストップ支援センターでの相談前置による認定も考えられるのではないかと（9頁）。
- 「犯罪被害者」の認定は，捜査機関が行うほかないのではないかと（9頁）。
- 警察が犯罪の嫌疑すら認知していない段階で，「犯罪被害者」と認定し国費を支出することは適当か検討する必要がある（9頁）。
- …被害申告等が虚偽であることが判明した場合，支出された国費をどのように取り扱うのか（9頁）…。
- …捜査の結果…（対象となる「犯罪」に該当しないとされた場合），支出された国費をどのように取り扱うのか検討する必要がある（9頁）。
- 「犯罪被害者」と認定された後，加害者側から示談や民事賠償が得られたこと

により被害届や告訴を取り下げ、最終的に「犯罪」の認定に至らないようなケースでも国費負担をすることは適切か（9頁）。

- ……時期によっては「犯罪被害者」には国費による弁護士選任が認められる一方、「加害者」とされた人にはそれが認められないこともあり得るが、その不均衡についてどのように考えるか（10頁）。